

にも触れる必要がある。その主な点は、国民社会保障協会の理事会へ出席する労働者側代表に関するもので、41名の理事中に占める労働側代表の数は、従来の11名から17名へ増員されることになった。

費用と財源

以上の改革を実行するに必要な財政的負担は、すでに国民所得中の社会保障費がもっとも高い率を占める諸国に属するイタリアの場合（1967年に17%）相当の大きさに及ぶものと思われる。すなわち、暦年で、年金に関する新しい立法措置に必要とされる費用は5,170億リラに及ぶものとみられ、その内訳は次のようにになっている。

最低年金額の引上げ	3,380（億リラ）
賃金関連年金の引上げ	820（〃）
新社会年金の設定	600（〃）
平均賃金に対する年金率の引上げ	130（〃）
所得調査の緩和	240（〃）
以上の経費は、政府債の売却（3,270億リラ）	
年金基金負担（950億または1,520億リラ）、ガソ	

リン税率の引上げによって行なわれることになっている。

なお、1969年から75年までの7年間について上記措置に必要とされる経費は、おおよそ

8兆410億リラと見積られている。

Social Security Bulletin, June, 1969. pp. 22—24.

（上村政彦 健保連）

社会保障こぼれ話

ボリヴィアの家族手当

1956年4月に、ボリヴィアでは、家族の扶養による労働者の経済的負担を平等化するために、家族手当制度が採用された。強制的な社会サービス方式を用いるこの制度は、原則として、国籍、性別、職業などに関係なく、すべての居住者を対象とすることを建前としている。しかし、農業労働者や家内サービスの労働者、臨時の雇用やしばしば雇用を移る者、外国政府の機関に雇用される者は、適用を除外されることになっている。事実上では、この制度は一般的な商工業の被用者に適用され、銀行員など特殊な職域の人びとには、特別の制度が実施されている。

この制度による給付は、(1)成人手当、(2)出産手当、(3)哺育手当、(4)家族（児童）手当、(5)死亡手当で構成されている。(1)は子女の有無に関係なく支給されるが、制度の採用時には、結婚した者に婚姻手当として支給されたのに、現在では単身者にも支給されており、支給額は夫婦者の方が若干高い。この手当は個別の各使用者の負担により、それぞれの従業員に毎月支払われる。(2)は出産時の費用を補償するために所定金額による一時金と、新生児に必要なうぶ着類一揃いの形で支給される。(3)は満1歳未満の乳幼児を対象とし、11か月間支給され、給付には毎月所定の金額が定められているが、ミルクのような現物給付の形で給付を支給されることがある。(4)は1歳以上16歳までの子女を対象としており、就学中の場合には、受給年齢が18歳まで引上げられ、廃疾の場合には、年齢を制限

（以下39ページへつづく）

適切であった。

不足財源に毎年生じた赤字の増大、および海員年金が、他のすべての分野に属する年金受給者に認められた改善と一致して、今日まで発達すべきであったという長年にわたる海員の要求とともに、各種の原因を別々に検討する必要性は、長年の間海員年金に関する関心事と研究の主題となってきたが、しかし、今までのところでは、なんら明確な結果は得られていないし、また、状況は次第に悪化している。現在では、拠出を通じて年金受給者に十分な待遇を保証することは、また同時に海員年金保険基金の基金に生じ、大幅な損失となっている赤字を全部返済することは、船主と海員だけでは不可能となっている。問題に対する唯一の解決は、政府が他のカテゴリーに属する労働者に対する方法と同一の方法で、海員年金への拠出に同意し、また金額の正確な計算の後に、拠出でカバーされるのではなくて、年金の受給資格を与えられる軍隊勤務に服務していた期間に関する負債に対して、責任を引受けのことである。

数か月以前に、労働・社会保険省は新らしい議案を作成したが、この議案は間もなく国会に提出されるはずである。この法律は海員の当然な予想、要求された権利の承認を受けるに値する労働者のカテゴリー、および海員の提供する犠牲を十分に認めるであろうし、また、外貨をもたらすことにより、貿易収支に対して商船隊が与える寄与は、忘れないであろうという期待が残る。なお、海運業の世界にも、小、中および大それぞれの規模があるので、今後船舶の商業的運航には、もう負担が生じないであろうし、またおののが特殊な国民経済のニードに対して責任を負うので、それら各種の規模をもつ海運業は、すべて生き延びることを許されるべきであるということも、期待できるであろう。

Problems concerning Pensions for Seamen, "Il problema pensionistico nel campo marittimo", *Lavoro e sicurezza Sociale* No. 2, 1967, pp. 217-223, No. 131, '68.

(28ページより)

されない。給付は毎月所定の金額が第1子よりすべての子女に支給されるが、各子女の支給額は賃金が所定の水準以上の場合、支給額を一定水準まで引き下げられる。(5)は葬儀費の補償として所定の上限と下限の間で一時金を支給される。

この制度の財源は、使用者と政府が折半方式で負担することになっているが、しかし事実上では、政府はまだ負担していない。使用者は(1)の費用(平均負担率は5%)を除き、賃金支払総額の約6%を負担している。なお、この制度は、国民社会保障基金によって自主的に管理・運営されている。

(平石長久 社会保障研究所)

訂正 海外社会保障情報第8号の「貧困・病気・保健サービス利用」(28~9ページ)の一部に誤りがありましたので、次のように訂正いたします。28ページの第3欄にある「健康水準」の有病率(2行目)と、「慢性的身体状況」の罹患率(3行目)とを入れかえます(原語はそのまま)。